

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○家畜伝染病予防法による報告の徴求(五九・北部家畜保健衛生所)	1
○家畜伝染病予防法による報告の徴求(六〇・中央家畜保健衛生所)	1
○家畜伝染病予防法による報告の徴求(六一・南部家畜保健衛生所)	1
○道路区域の変更(六二・道路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(六三・仙北地域振興局建設部)	3
公 告	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター)二件	3
取用委員会の公示による通知	
○土地収用事件の審理開始の公示による通知	5
その他	
○平成十八年度行政書士試験の合格者(総務課)	5

## 告 示

### 秋田県告示第五十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、動物の所有者から、次のとおり報告を求めらるるで、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月三十日

秋田県北部家畜保健衛生所長 渡部 満

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため報告すべき者の範囲

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町及び八峰町の区域において飼養する鶏、あひる、うずら及び七面鳥の羽数の合計が千以上である者

三 報告すべき事項

平成十九年二月五日以後における次に掲げる事項

(一) 飼養羽数

(二) 死亡羽数

四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先

報告すべき事項を一週間(月曜日から日曜日)ごとに集計し、別に定める様式により翌週の月曜日の午後五時までにファクシミリ、電子メールその他の方法により提出すること。

五 その他

(一) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに報告すること。

(二) 報告を求めめる期間は、二月五日から別途指定する日までとする。

六 問い合わせ先

秋田県北部家畜保健衛生所(郵便番号〇一八―三四五四 北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六―六二二七―五 ファクシミリ〇一八六―六二二〇―二四六 電子メールアドレス hokubukachikuhoken@pref.akita.lg.jp)

### 秋田県告示第六十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、動物の所有者から、次のとおり報告を求めらるるで、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月三十日

秋田県中央家畜保健衛生所長 佐藤 清孝

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため報告すべき者の範囲

秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村の区域において飼養する鶏、あひる、うずら及び七面鳥の羽数の合計が千以上である者

三 報告すべき事項

平成十九年二月五日以後における次に掲げる事項

(一) 飼養羽数  
(二) 死亡羽数

四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先

報告すべき事項を一週間(月曜日から日曜日)ごとに集計し、別に定める様式により翌週の月曜日の午後五時までにファクシミリ、電子メールその他の方法により提出すること。

五 その他

(一) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに報告すること。

(二) 報告を求めめる期間は、二月五日から別途指定する日までとする。

六 問い合わせ先

秋田県中央家畜保健衛生所(郵便番号〇一一―〇九〇四 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 電話〇一八―八六四―〇四〇―一 ファクシミリ〇一八―八六二―七三三 電子メールアドレス chuokacho@pref.akita.lg.jp)

### 秋田県告示第六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、動物の所有者から、次のとおり報告を求めらるるで、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月三十日

秋田県南部家畜保健衛生所長 佐々木 公平

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため報告すべき者の範囲

横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町及び東成瀬村の区域において飼養する鶏、あひる、うずら及び七面鳥の羽数の合計が千以上である者

三 報告すべき事項

平成十九年二月五日以後における次に掲げる事項

(一) 飼養羽数

(二) 死亡羽数

四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先

報告すべき事項を一週間(月曜日から日曜日)ごとに集計し、別に定める様式により翌週の月曜日の午後五時までにファクシミリ、電子メールその他の方法により提出すること。

五 その他

(一) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに報告すること。

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	旧	二百八十二号			
			P 鹿角市十和田錦木字曲谷地三〇番一地从先から六九番一まで	八・〇〇〃二七・〇〇	〇・一六〇
			O 鹿角市十和田錦木字前谷地一六番一から字曲谷地六二番一まで	八・〇〇〃一一・〇〇	〇・一〇〇
			N 鹿角市十和田錦木字前谷地三〇番二から三一番五まで	七・〇〇〃一九・〇〇	〇・〇六七
			M 鹿角市十和田錦木字沖田面六五番一から字前谷地二八番一まで	九・〇〇〃二九・〇〇	〇・一〇二
			L 鹿角市十和田錦木字前谷地三八番二から三六番まで	一〇・〇〇〃一一・〇〇	〇・〇一六
			K 鹿角市十和田錦木字沖田面八〇番一から八二番一まで	一二・〇〇〃二〇・〇〇	〇・〇六五
			J 鹿角市花輪字森向四一番一から四三番一まで	一四・〇〇〃二一・〇〇	〇・〇六六
			I 鹿角市花輪字森向七番一地从先から九番一まで	五・〇〇〃一六・〇〇	〇・〇八五
			H 鹿角市花輪字中道二九番一から二八番まで	九・〇〇〃一二・〇〇	〇・〇二〇
			G 鹿角市花輪字坪呂毛五二番一地从先から二九番一まで	八・五〇〃二二・〇〇	〇・一二六
			F 鹿角市花輪字坪呂毛四三番一から字中道一四番一地从先まで	八・〇〇〃一七・〇〇	〇・八五八
			E 鹿角市花輪字間瀬川六七番五から一二九番一まで	八・〇〇〃一四・〇〇	〇・五五七
			D 鹿角市花輪字新矢三三四番三地从先から字鶴田九〇番一まで	六・〇〇〃二九・〇〇	〇・五三二
			C 鹿角市花輪字新矢一四三番一から字間瀬川一四一番一地从先まで	八・〇〇〃四六・〇〇	一・一三四
			B 鹿角市花輪字新矢二四三番一から二四五番一まで	五・〇〇〃一八・〇〇	〇・〇八〇
			A 鹿角市花輪字鉄砲一〇番二から字新矢二五〇番一まで	五・〇〇〃三九・〇〇	〇・二四一

一 道路の区域

六 問い合わせ先  
 秋田県南部家畜保健衛生所(郵便番号〇一四一〇〇一一大  
 仙市富士見町六番五十五号 電話〇一八七一六二一五三五四

秋田県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

フアクシミリ〇一八七一六六一一八四九 電子メールアドレス  
 nan-kaho@pref.akita.lg.jp

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 十九年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

新	二百八十二号	鹿角市花輪字鉄砲二四番一から十和田錦木字下野田三八番一地先まで	鹿角市十和田錦木字曲谷地六二番一から七四番四地先まで	七・〇〇〇〇九・〇〇〇	〇・〇八五
		U	鹿角市十和田錦木字下野四五番七から字下野田三八番一まで	七・〇〇〇〇二・〇〇〇	〇・四八〇
		T	鹿角市十和田錦木字下野四五番一〇から字中坪一六番地先まで	七・〇〇〇〇二・八・〇〇〇	〇・〇四三
		S	鹿角市十和田錦木字中坪二三番地先から字下野添三八番一まで	四・五〇〇〇一・〇・〇〇〇	〇・一三〇
		R	鹿角市花輪字鉄砲二四番一から十和田錦木字下野田三八番一地先まで	一七・〇〇〇〇九・二・〇〇〇	三・八三二
		Q	鹿角市花輪字鉄砲二四番一から十和田錦木字下野田三八番一地先まで	一七・〇〇〇〇九・二・〇〇〇	三・八三二

この表において「A」、「B」、「C」、「D」、「E」、「F」、「G」、「H」、「I」、「J」、「K」、「L」、「M」、「N」、「O」、「P」、「Q」、「R」、「S」、「T」及び「U」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月三十日から同年二月十三日まで

秋田県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 仙北市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田県知事 寺田典城
- 三 事業施行期間 平成十四年十一月八日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地 角館都市計画道路事業 三・四・六号 岩瀬北野線
- (一) 収用の部分 変更なし
- (二) 使用の部分 なし

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十九年一月三十日 秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 調達する役務の内容及び数量 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務
- (二) 調達案件の仕様等 一式
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 履行期間 平成十九年四月一日（日）から平成二十年三月三十一日（月）まで
- (五) 履行場所 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条の十五に定める基準に適合すること。
- (3) 秋田県が発注する庁舎等の維持管理業務の競争入札に参加する資格を有すること。
- (4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (一) 3の資格に係る申請

(一) 3の資格のない者で入札に参加を希望するものは、平成十九年二月十六日（金）までに電子申請をしようえ、同日までに県内業者は貴社を管轄する振興局出納室に、県外業者は総務事務センターに添付書類を提出すること。

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八八六〇一―二七四〇）

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一九一―二四一三 大田市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地
- (二) 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班（電話番号〇一八八九二―三七五二）

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年一月二十九日（月）から同年三月五日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年三月十五日（木）午後一時三十分 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター大会議室 入札保証金

五

秋田県財務規則（昭和三十一年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否

要

- (六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required : Cleaning Service, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 15 March, 2006
- 3 Contact point for the notice : General

Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Gohyakukarita, Kyowa kamiyodogawa, Daisen City, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十九年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び購入予定数量  
一種一号重油(特A重油) 九十六万リットル
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限  
平成十九年四月一日(日)から平成二十年三月三十一日(月)まで
- (五) 納入場所  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (五) 2の資格に係る申請
- (六) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、平成十九年二月二十六日(金)までに電子申請をいたうえ、同日までに県内業者は貴社を管轄する振興局出納室に、県外業者は総務事務センターに添付書類を提出すること。
- (七) 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四〇)

三 契約条件を示す場所等

- (一) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一九一四一三 大仙市協和上淀川字五百刈田 三百五十二番地  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班(電話番号〇一八八九二一三七五一)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年一月三十日(火)から同年三月五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十九年三月十五日(木) 午後一時
- 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター講堂

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否

要

- (六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of products to be purchased : Article : Class A Heavyoil, approx 960,000 1
- 2 Time-limit of tender : 1:00 P.M. 15 March, 2007
- 3 Contact point for the notice : General

Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Gohyakukarita, Kyowa kamiyodogawa, Daisen City, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

収用委員会の公示による通知

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十九年二月二十日をもってその通知があったものとみなされる。

平成十九年一月三十日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件

二 通知書の名称

平成十八年十二月二十日付け秋収委一九十六「審理の開始について(通知)」

三 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字島下り二番及び秋田県秋田市下新城笠岡字島下り二十四番の土地の所有者

住所不明 細谷清二

ただし、住民票では秋田市飯島松根東町二番八七号

そ の 他

平成十八年十一月十二日に実施した行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十八年度行政書士試験の結果、次の者が合格したので、公示する。

平成十九年一月三十日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐 司  
受験番号

〇九一〇二〇六 〇九一〇二四六

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄